

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年11月20日

**【事業年度】** 第104期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

**【会社名】** 株式会社 山梨中央銀行

**【英訳名】** The Yamanashi Chuo Bank, Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役頭取 芦澤敏久

**【本店の所在の場所】** 山梨県甲府市丸の内一丁目20番8号

**【電話番号】** 055(233)2111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役経営企画部長 進藤中

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号  
株式会社 山梨中央銀行東京支店

**【電話番号】** 03(3256)3131(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役東京支店長  
兼西東京推進部長 くぬぎ茂夫

**【縦覧に供する場所】** 株式会社 山梨中央銀行東京支店  
  
(東京都千代田区鍛冶町一丁目6番10号)  
  
株式会社 東京証券取引所  
  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第104期(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(3) (省略)

(訂正後)

(1)～(3) (省略)

(4) 取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

(5) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当行は、機動的な資本政策を遂行することが可能となるよう、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当行は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。